

# 地域会館等への Wi-Fi 環境整備支援事業

本市では、地域における ICT ツール等の活用を促し、ポストコロナにおける新しい生活様式に対応したコミュニティ活動の活性化を図るため、次のとおり補助事業を実施します。

## ○補助内容

- ・補助対象：校区自治連合会
- ・補助金額：1 校区あたり 30 万円を上限に補助
- ・対象経費：地域会館等の Wi-Fi 環境整備に要する費用  
(地域会館がない場合は、校区自治連合会加盟の単位自治会が所有する集会施設)

区分	補助対象経費	補助対象
1 工事関連経費	Wi-Fi 環境整備に必要な経費	①回線工事 ②機器設置工事
2 機器関連経費	Wi-Fi 環境整備に必要な経費	①モバイル Wi-Fi、ルーター、無線 LAN 中継器、アクセスポイント等の設置に必要な次の経費 ・機器等購入費 ・機器賃借料（月次の賃借料[初回のみ]） ②Wi-Fi の管理で必要となるパソコン、タブレット
3 通信サービス関連経費	通信サービスの提供を受けることに必要な経費	①契約事務手数料 ②月次のプロバイダー料、回線使用料等[初回のみ]

○対象期間 令和 4 年 3 月 1 5 日（火）まで ※申請は 2 月末日まで

○申し込み先 各区自治推進課

(堺区) TEL228-7082 (中区) TEL270-8154 (東区) TEL287-8122 (西区) TEL275-1902

(南区) TEL290-1803 (北区) TEL258-6779 (美原区) TEL363-9312

## 【手順イメージ】～概算払の場合～

